

## 所在不明組合員のみなし自由脱退の処理について（公告）

### 【みなし自由脱退とは】

2024年11月30日を基準日として、2年以上住所変更届がされておらず、通常総会招集通知書や季刊誌等が宛先不明で返送されて所在が確認できず、かつ、1年以上継続して生協の事業利用、出資金の増減資、組合員情報の変更の実績がない組合員を対象として脱退手続きを行うものです。ただし、対象者本人から申し出等があり、所在が確認された組合員については、みなし自由脱退対象者から除外します。

定款第10条（自由脱退）および所在不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約に基づき、下表の組合員（30人）を「みなし自由脱退対象者」とし、2025年3月31日付けにて自由脱退処理を行います。

「みなし自由脱退対象者」は、「本部事務所や施設の掲示板」および「生協のホームページ」にて組合員番号をもってお知らせします。また、本部事務所には、「みなし自由脱退対象者」の名簿を備え置きます。

つきましては、組合員番号をご確認のうえ、住所変更届を行っていただきますようお願い申し上げます。

2025年2月10日

### 【担当窓口】

さっぽろ高齢者福祉生活協同組合・本部（総務）

TEL011-299-2315 fax011-299-2316

✉somu@hukushiseikyoku.or.jp

### みなし自由脱退・対象者（組合員番号）

0027	0291	0313	0378	0388
0511	0547	0669	0695	0746
1017	1479	1582	1750	1819
2063	2115	2123	2134	2271
2288	2300	2309	2326	2334
2341	2554	2603	2657	2672